

令和5年第4回（11月）定例市議会説明資料

1	議案第81号 安中市監査委員条例等の一部を改正する条例について	1
2	議案第82号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する 条例について	3
3	議案第83号 安中市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について	4
4	議案第84号 安中市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	5
5	議案第85号 安中市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を 改正する条例について	8
6	議案第86号 安中市健康増進施設恵みの湯条例の一部を改正する条例について	9
7	議案第87号 安中市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	11
8	議案第88号 安中市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例の一部を 改正する条例について	14

安中市監査委員条例等の一部改正について

第1条関係：安中市監査委員条例の一部改正

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
<p>(職員の賠償責任の監査等)</p> <p>第8条 監査委員は、<u>法第243条の2の2第3項</u>の規定による職員の賠償責任について市長から賠償責任の有無及び賠償額の決定を求められたとき、又は同条第8項の規定による賠償責任の免除に関する意見を求められたときは、当該決定又は意見を求められた日から30日以内にその決定又は意見を市長に報告しなければならない。</p>	<p>(職員の賠償責任の監査等)</p> <p>第8条 監査委員は、<u>法第243条の2の8第3項</u>の規定による職員の賠償責任について市長から賠償責任の有無及び賠償額の決定を求められたとき、又は同条第8項の規定による賠償責任の免除に関する意見を求められたときは、当該決定又は意見を求められた日から30日以内にその決定又は意見を市長に報告しなければならない。</p>

第2条第1号関係：安中市水道事業の設置等に関する条例の一部改正

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)<u>第243条の2の2第8項</u>の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>

同条第2号関係：安中市病院事業の設置等に関する条例の一部改正

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)<u>第243条の2の2第8項</u>の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上であ</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上であ</p>

る場合とする。

る場合とする。

同条第3号関係：安中市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正

現 行	改 正 案
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

第1条：議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
<p>(期末手当)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、前項の基準日現在(同項後段に規定する議員にあっては、辞職又は死亡の日現在)において受けるべき議員報酬の月額とその額に100分の20の割合を乗じて得た額を合算した額に<u>100分の217.5</u>を乗じて得た額に、基準日前6月以内におけるその者の在職期間に応じて、次に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(3) (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、前項の基準日現在(同項後段に規定する議員にあっては、辞職又は死亡の日現在)において受けるべき議員報酬の月額とその額に100分の20の割合を乗じて得た額を合算した額に<u>100分の227.5</u>を乗じて得た額に、基準日前6月以内におけるその者の在職期間に応じて、次に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p>

第2条関係：議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
<p>(期末手当)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、前項の基準日現在(同項後段に規定する議員にあっては、辞職又は死亡の日現在)において受けるべき議員報酬の月額とその額に100分の20の割合を乗じて得た額を合算した額に<u>100分の227.5</u>を乗じて得た額に、基準日前6月以内におけるその者の在職期間に応じて、次に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、前項の基準日現在(同項後段に規定する議員にあっては、辞職又は死亡の日現在)において受けるべき議員報酬の月額とその額に100分の20の割合を乗じて得た額を合算した額に<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、基準日前6月以内におけるその者の在職期間に応じて、次に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p>

安中市長等の給与に関する条例の一部改正について

第1条関係：安中市長等の給与に関する条例の一部改正

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
(期末手当等) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において市長等が受けるべき給料月額とその額に100分の20の割合を乗じて得た額を合算した額に <u>100分の217.5</u> を乗じて得た額とする。 3 (略)	(期末手当等) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において市長等が受けるべき給料月額とその額に100分の20の割合を乗じて得た額を合算した額に <u>100分の227.5</u> を乗じて得た額とする。 3 (略)

第2条関係：安中市長等の給与に関する条例の一部改正

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
(期末手当等) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において市長等が受けるべき給料月額とその額に100分の20の割合を乗じて得た額を合算した額に <u>100分の227.5</u> を乗じて得た額とする。 3 (略)	(期末手当等) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において市長等が受けるべき給料月額とその額に100分の20の割合を乗じて得た額を合算した額に <u>100分の222.5</u> を乗じて得た額とする。 3 (略)

安中市職員の給与に関する条例の一部改正について

第1条関係：安中市職員の給与に関する条例の一部改正

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案																				
<p>(初任給調整手当)</p> <p>第8条の3 医療職給料表(1)の適用を受ける職員のうち欠員の補充が困難と認められる職に新たに採用された職員には、月額<u>30万8,600円</u>(最高限度額)を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて初任給調整手当として支給する。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第24条第2項において「特定幹部職員」という。)にあっては、<u>100分の100</u>)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">在職期間</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6箇月</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>5箇月以上6箇月未満</td> <td>100分の80</td> </tr> <tr> <td>3箇月以上5箇月未満</td> <td>100分の60</td> </tr> <tr> <td>3箇月未満</td> <td>100分の30</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の100</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」とする。</p> <p>4~6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p>	在職期間	割合	6箇月	100分の100	5箇月以上6箇月未満	100分の80	3箇月以上5箇月未満	100分の60	3箇月未満	100分の30	<p>(初任給調整手当)</p> <p>第8条の3 医療職給料表(1)の適用を受ける職員のうち欠員の補充が困難と認められる職に新たに採用された職員には、月額<u>30万9,200円</u>(最高限度額)を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて初任給調整手当として支給する。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第24条第2項において「特定幹部職員」という。)にあっては、<u>100分の105</u>)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">在職期間</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6箇月</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>5箇月以上6箇月未満</td> <td>100分の80</td> </tr> <tr> <td>3箇月以上5箇月未満</td> <td>100分の60</td> </tr> <tr> <td>3箇月未満</td> <td>100分の30</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。</p> <p>4~6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p>	在職期間	割合	6箇月	100分の100	5箇月以上6箇月未満	100分の80	3箇月以上5箇月未満	100分の60	3箇月未満	100分の30
在職期間	割合																				
6箇月	100分の100																				
5箇月以上6箇月未満	100分の80																				
3箇月以上5箇月未満	100分の60																				
3箇月未満	100分の30																				
在職期間	割合																				
6箇月	100分の100																				
5箇月以上6箇月未満	100分の80																				
3箇月以上5箇月未満	100分の60																				
3箇月未満	100分の30																				

第24条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100(特定幹部職員にあつては、100分の120)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5(特定幹部職員にあつては、100分の57.5)を乗じて得た額の総額

3~5 (略)

別表第1(第3条関係) 全部改正

別表第2(第3条関係) 全部改正

第24条

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105(特定幹部職員にあつては、100分の125)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50 (特定幹部職員にあつては、100分の60)を乗じて得た額の総額

3~5 (略)

別表第1(第3条関係) 全部改正

別表第2(第3条関係) 全部改正

第2条関係：安中市職員の給与に関する条例の一部改正

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
<p>(期末手当)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u> (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第24条第2項において「特定幹部職員」という。)にあつては、<u>100分の105</u>)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の区分</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第24条第2項において「特定幹部職員」という。)にあつては、<u>100分の102.5</u>)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の区分</p>

応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月以上6箇月未満	100分の80
3箇月以上5箇月未満	100分の60
3箇月未満	100分の30

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

4~6 (略)

(勤勉手当)

第24条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105 (特定幹部職員にあっては、100分の125 を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50 (特定幹部職員にあっては、100分の60)を乗じて得た額の総額

3~5 (略)

に 応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月以上6箇月未満	100分の80
3箇月以上5箇月未満	100分の60
3箇月未満	100分の30

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」とする。

4~6 (略)

(勤勉手当)

第24条

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5(特定幹部職員にあっては、100分の122.5)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75(特定幹部職員にあっては、100分の58.75)を乗じて得た額の総額

3~5 (略)

安中市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、次の各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、次の各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>
<p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第18条 第10条の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の75</u>」と、同条第3項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれその基準日(退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(第14条及び第15条に規定する報酬の額の合計額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</p>	<p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第18条 第10条の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の80</u>」と、同条第3項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれその基準日(退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(第14条及び第15条に規定する報酬の額の合計額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</p>
<p>別表第1(第3条関係) 全部改正</p> <p>別表第2(第3条関係) 全部改正</p>	<p>別表第1(第3条関係) 全部改正</p> <p>別表第2(第3条関係) 全部改正</p>

安中市健康増進施設恵みの湯条例の一部改正について

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行					改 正 案				
別表(第6条関係)					別表(第6条関係)				
1 施設入館利用料金(1人につき)					1 施設入館利用料金(1人につき)				
区分	大人	小人	障害者	摘要	区分	大人	小人	障害者	摘要
3時間券	<u>520円</u>	<u>310円</u>	<u>310円</u>	入館時刻から3時間以内	3時間券	<u>600円</u>	<u>400円</u>	<u>400円</u>	入館時刻から3時間以内
6時間券	<u>1,030円</u>	<u>520円</u>	<u>520円</u>	入館時刻から6時間以内	6時間券	<u>1,100円</u>	<u>600円</u>	<u>600円</u>	入館時刻から6時間以内
1日券	<u>1,540円</u>	<u>930円</u>	<u>930円</u>	入館時刻から閉館時刻まで	1日券	<u>1,600円</u>	<u>1,000円</u>	<u>1,000円</u>	入館時刻から閉館時刻まで
回数券(11回分)	<u>5,200円</u>	<u>3,100円</u>	<u>3,100円</u>	入館時刻から3時間以内	回数券(11回分)	<u>6,000円</u>	<u>4,000円</u>	<u>4,000円</u>	入館時刻から3時間以内
超過料金	<u>200円</u>	<u>100円</u>	<u>100円</u>	1時間ごとに	超過料金	<u>250円</u>	<u>150円</u>	<u>150円</u>	1時間ごとに
備考					備考				
(1) 大人とは、中学生以上の者をいう。					(1) 大人とは、中学生以上の者をいう。				
(2) 小人とは、4歳以上小学生以下の者をいう。					(2) 小人とは、4歳以上小学生以下の者をいう。				
(3) 障害者とは、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する身体障害者手帳、療育手帳(知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳でその者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第1項に規定する精神障害者保健福祉手帳、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第2条第1項に規定する被爆者健康手帳又は戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条第1項に規定する戦傷病者手帳の交付を受けている者をいう。					(3) 障害者とは、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する身体障害者手帳、療育手帳(知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳でその者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第1項に規定する精神障害者保健福祉手帳、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第2条第1項に規定する被爆者健康手帳又は戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条第1項に規定する戦傷病者手帳の交付を受けている者をいう。				
(4) 超過料金については、超過時間が1時間に					(4) 超過料金については、超過時間が1時間に				

満たない場合も1時間として計算する。

(5) 福祉浴室のみを利用する者(福祉浴室の介添人も含む。)については、無料とする。

2 砂塩風呂利用料金

1人1回につき、2,540円(施設入館利用料金は、別納とする。)

3 福祉浴室利用料金(利用1回につき)

区分	利用料金	摘要
市内居住者	<u>310円</u>	入館時刻から3時間以内
市外居住者	<u>2,050円</u>	

4 休憩室利用料金(1室につき)

区分	専用料金	超過料金
個室	<u>3,050円</u>	<u>1,010円</u>
中広間(全面)	<u>9,160円</u>	<u>3,050円</u>
中広間(半面)	<u>5,090円</u>	<u>1,520円</u>

備考

- (1) 専用料金は、3時間1単位とする。
- (2) 超過料金は、1時間ごととする。ただし、超過時間が1時間に満たない場合も1時間として計算する。

満たない場合も1時間として計算する。

(5) 福祉浴室のみを利用する者(福祉浴室の介添人も含む。)については、無料とする。

2 砂塩風呂利用料金

1人1回につき、3,100円(施設入館利用料金は、別納とする。)

3 福祉浴室利用料金(利用1回につき)

区分	利用料金	摘要
市内居住者	<u>400円</u>	入館時刻から3時間以内
市外居住者	<u>2,300円</u>	

4 休憩室利用料金(1室につき)

区分	専用料金	超過料金
個室	<u>3,500円</u>	<u>1,100円</u>
中広間(全面)	<u>10,000円</u>	<u>3,300円</u>
中広間(半面)	<u>5,500円</u>	<u>1,600円</u>

備考

- (1) 専用料金は、3時間1単位とする。
- (2) 超過料金は、1時間ごととする。ただし、超過時間が1時間に満たない場合も1時間として計算する。

安中市国民健康保険税条例の一部改正について

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「<u>出産被保険者</u>」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</u></p> <p>(1) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額</u> 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、<u>出産の日。以下同じ。</u>)の属する月(以下「<u>出産予定月</u>」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から<u>出産予定月の翌々月までの期間(以下「<u>産前産後期間</u>」という。)</u>のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額</u> 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の<u>産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>(3) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額</u> 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額</p>

の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の2の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(出産被保険者に係る届出)

第22条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)

(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(3) 出産の予定日

(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

(5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

(新設)

(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類

(2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類

(3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

安中市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例の一部改正について

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
<p>(市の責務)</p> <p>第4条 市は、第1条の目的を達成するため、特定空家等_____の発生を未然に防止するよう努めるとともに、空家等の適切な管理及び活用の促進がなされるよう、必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。</p> <p>(所有者等の責務)</p> <p>第5条 空家等の所有者等は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、常に自らの責任において空家等の適切な管理に_____</p> <p>_____努めなければならない。</p> <p>(市民の責務)</p> <p>第6条 市民は、特定空家等_____の増加の防止を図るため、一人一人が主体的に、及びそれぞれが協力し、安全で良好な生活環境の確保に努めるとともに、市がこの条例に基づいて実施する措置に協力するよう努めるものとする。</p> <p>2 市民は、特定空家等_____の疑いがある建築物又はこれに附属する工作物及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)(以下「建築物等」という。)を発見した場合は、速やかに市にその情報を提供するよう努めるものとする。</p> <p>(空家等対策計画の策定)</p> <p>第7条 市長は、法第6条第1項の規定に基づき、安中市空家等対策計画を定めるものとする。</p> <p>(空家等対策協議会)</p> <p>第8条 法第7条第1項の規定に基づき、安中市空家等対策協議会(以下「対策協議会」という。)を置く。</p> <p>2 対策協議会は、法第7条第1項に定めるもののほか、次に掲げる事項を協議するものとする。</p>	<p>(市の責務)</p> <p>第4条 市は、第1条の目的を達成するため、特定空家等及び管理不全空家等の発生を未然に防止するよう努めるとともに、空家等の適切な管理及び活用の促進がなされるよう、必要な措置を適切に講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(所有者等の責務)</p> <p>第5条 空家等の所有者等は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、常に自らの責任において空家等の適切な管理に努めるとともに、市が実施する空家等の適切な管理及び活用の促進に必要な措置に協力するよう努めなければならない。</p> <p>(市民の責務)</p> <p>第6条 市民は、特定空家等及び管理不全空家等の増加の防止を図るため、一人一人が主体的に、及びそれぞれが協力し、安全で良好な生活環境の確保に努めるとともに、市がこの条例に基づいて実施する措置に協力するよう努めるものとする。</p> <p>2 市民は、特定空家等又は管理不全空家等の疑いがある建築物又はこれに附属する工作物及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)(以下「建築物等」という。)を発見した場合は、速やかに市にその情報を提供するよう努めるものとする。</p> <p>(空家等対策計画の策定)</p> <p>第7条 市長は、法第7条第1項の規定に基づき、安中市空家等対策計画を定めるものとする。</p> <p>(空家等対策協議会)</p> <p>第8条 法第8条第1項の規定に基づき、安中市空家等対策協議会(以下「対策協議会」という。)を置く。</p> <p>2 対策協議会は、法第8条第1項に定めるもののほか、次に掲げる事項を協議するものとする。</p>

(1) 建築物等が特定空家等_____に該当するか否かの判断に関する事。

(2) 特定空家等_____に対する措置の方針に関する事。

(3) (略)

3～6 (略)

(調査等)

第10条 (略)

2～4 (略)

5 市長は、第1項の規定による必要な調査を行い、又は同項の規定による立入調査をさせた場合において当該調査に係る建築物等が特定空家等_____に該当すると思われるときは、必要に応じ、当該建築物等の所有者等に対し、法第12条の規定により空家等の適切な管理の促進に係る情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。

6 (略)

(1) 建築物等が特定空家等又は管理不全空家等に該当するか否かの判断に関する事。

(2) 特定空家等及び管理不全空家等に対する措置の方針に関する事。

(3) (略)

3～6 (略)

(調査等)

第10条 (略)

2～4 (略)

5 市長は、第1項の規定による必要な調査を行い、又は同項の規定による立入調査をさせた場合において当該調査に係る建築物等が特定空家等又は管理不全空家等に該当すると思われるときは、必要に応じ、当該建築物等の所有者等に対し、法第12条の規定により空家等の適切な管理の促進に係る情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。

6 (略)

